

## 社会福祉法人渡島福祉会役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渡島福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与、役員手当及び退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員については、報酬等を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額

(4) 役員手当については、別途定める額

(5) 通勤手当については、職員給与規定第13条の規定に準ずる額

### (非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第22条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜祝日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数切捨て処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。(退職慰労金は平成24年10月1日から適用する)

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長月額	500,000円
常務理事月額	別途支給
理事月額	別途支給

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.9か月分
12月の賞与	報酬月額×2.0か月分

別表3（常勤役員等の退職慰労金算定式）

報酬月額（本俸）×在任年数×係数（理事長2.0 常務理事1.8 理事1.0）
--

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※ 報酬月額は定年退職後の役員任期中における最高月額。

※ 定年退職後の役員任期期間とする。

別表4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員	評議員会への出席	10,000円/日	
(2) 理事	理事会等会議への出席	10,000円/日	
(3) 監事	監事監査等への出席	常任監事	20,000円/月
		監事	10,000円/日
(4) 苦情解決第三者委員	苦情・要望・相談の日への出席	5,000円/日	